

## 特許協力条約に基づく規則の修正条文

4.18 引用により含める旨の陳述

第十一条(1)(b)に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に、国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、第十一条(1)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素、若しくは25(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の部分、又は25(2)(a)に規定する要素若しくは明細書、請求の範囲若しくは図面の部分が、当該国際出願に記載されていないが先の出願に完全に記載されているときは、26の規定の適用上、当該要素又は部分を26の規定に基づく確認に従つて引用により当該国際出願に含める旨の陳述を願書に記載することができる。当該陳述は、当該受理の日に願書に記載されていない場合には、当該受理の日に国際出願に記載されている場合又は国際出願とともに提出された場合に限り、願書に追加することができる。

15.2 8.3  
図 ↓ 8.2 図  
額及び移転

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、受理官庁は、96.2の規定に従つて国際出願手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。

(d) (i) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものであるときは、事務局長は、国際出願手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各受理官庁ごと

に、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、96.2の規定に従つて所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものでないときは、受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からスイス・フランに交換する責任を負うものとし、96.2の規定に従い、手数料表に掲げる額の当該手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。また、受理官庁が希望する場合には、当該受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、96.2の規定に従い、(i)に規定する総会が定めた指針により事務局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドルにより国際事務局に移転することができる。

16.1 (c) 所定の通貨が国際調査機関が調査手数料を決定するに当たり用いた通貨（以下この16.1において「決定通貨」という。）である場合には、受理官庁は、96.2の規定に従つて調査手数料を所定の通貨で当該国際調査機関に移転する。

(d) (i) 所定の通貨が決定通貨に自由に交換することができるものであるときは、事務局長は、調査手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、96.2の規定に従つて所定の通貨による当該手数料の換算額を国際調査機関に移転する。

(ii) 所定の通貨が決定通貨に自由に交換することができないものではないときは、受理官庁は、調査手数料を所定の通貨から決定通貨に交換する責任を負うものとし、**96.2の規定に従い**、国際調査機関が定める額の当該手数料を決定通貨により当該国際調査機関に移転する。

#### 欠落部分

- (a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類が第十一条(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定するに当たつて、明細書、請求の範囲、又は図面の部分が欠落している若しくは欠落していると思われると認められる場合(すべての図面が欠落している若しくは欠落している)と認められる場合を含むが、第十一条(1)(iii)(d)又は(e)に規定する要素の全体が欠落している若しくは欠落していると認められる場合及び**205の2(a)に規定する場合を除く。以下「欠落部分」という。**には、出願人の選択により、速やかに出願人に対し次のいずれかのことを求める。
- (b) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日又は満たす日の前であるが**20**に規定する当該期間内に、国際出願として提出されたものを完成するために(a)に規定する欠落部分を当該受理官庁に提出した場合には、当該部分は国際出願に含まれるものとし、受理官庁は、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日を国際出願日として認め、**202(b)及び(c)に定めるところによつて処理する。**

#### 205の2 誤つて提出された要素及び部分

- (a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類が第十一条(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定するに当たり、第十一条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する要素の全体が誤つて提出された若しくは提出されたと認められる場合、又は明細書、請求の範囲、若しくは図面の部分が誤つて提出された若しくは提出されたと認められる場合(すべての図面が誤つて提出された又は誤つて提出された)と認められる場合を含む。以下「誤つて提出された要素又は部分」という。には、出願人の選択により、速やかに出願人に対して次のいずれかのことを求める。
- (i) 正しい要素又は部分を提出することにより、国際出願として提出されたものを補充すること
- (ii) **4.8の規定に基づき当該正しい要素又は部分を引用により含めることを206(a)の規定に従つて確認すること。**
- また、意見がある場合には、**207**に規定する当該期間内に意見を述べることを求める。受理官庁は、優先権の主張の基礎となる出願の日から十二箇月を経過した後に当該期間が満了する場合には、これにつき出願人の注意を喚起する。
- (b) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日又は満たす日の前であるが**207**に規定する当該期間内に、国際出願として提出されたものを補充するために正しい要素又は部分を当該受理官庁に提出した場合には、当該正しい要素又は部分は国際出願に含まれるものとし、誤つて提出された要素又は部分は国際出

願から削除されるものとし、受理官庁は、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日を国際出願日として認め、202(b)及び(c)並びに実施細則に定めるところによつて処理する。

(c) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日の後であるが207に規定する当該期間内に、国際出願を補充するために正しい要素又は部分を当該受理官庁に提出した場合には、当該正しい要素又は部分は国際出願に含まれるものとし、誤つて提出された要素又は部分は国際出願から削除されるものとし、受理官庁は、国際出願日を当該受理官庁が当該正しい要素又は部分を受理した日に訂正し、当該出願人にその旨を通知し、実施細則に定めるところによつて処理する。

(d) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、正しい要素又は部分が、206(b)の規定に基づき、第十一条(1)(ii)に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願として提出されたものに記載されているとみなす場合には、誤つて提出された要素又は部分は国際出願に残るものとし、当該受理官庁は、第十一条(1)に掲げる要件のすべてが満たされた日を国際出願日として認め、202(b)及び(c)並びに実施細則に定めるところによつて処理する。

(e) (c)の規定に基づき国際出願日が訂正された場合には、出願人は、(c)の規定に基づく通知の日から一箇月以内に受理官庁に提出する書面において、当該正しい要素又は部分を無視することを請求することができる。この場合には、当該正しい要素又は

部分は提出されなかつたもの、当該誤つて提出された要素又は部分は削除されなかつたもの及び当該規定に基づく国際出願日の訂正はなされなかつたものとみなされ、受理官庁は、実施細則に定めるところによつて処理する。

206(c) 受理官庁が、418若しくは(a)の規定に基づく要件に従つていないこと又は(a)に規定する当該要素若しくは部分が先の出願に完全には記載されていないことを認めた場合には、当該受理官庁は、203(b)(i)、205(b)、205(c)、205の2(b)又は205の2(c)に定めるところによつて処理する。

207(a) 203(a)及び(b)、204、205(a)、(b)及び(c)、205の2(a)、(b)及び(c)、並びに206(a)に規定する期間は、次のとおりとする。

(i) 203(a)、205(a)又は205の2(a)の規定に基づく求めを出願人に発出している場合には、その求めの日から二箇月

208 (a) 二千十九年十月九日において205の2(a)(ii)及び(d)の規定が受理官庁によつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該受理官庁がその旨を二千二十年四月九日までに国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該受理官庁に提出された国際出願については、適用しない。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

(a)(3) 208 (a)又は(a)(2)の適用上、418及び206の規定に基づき要素又は部分  
が引用により当該国際出願に含まれない場合には、受理官庁は、  
203 (b) (i)、205 (b)又は205 (c)、205の2 (b)又は205の2 (c)の定めるところ  
によつて処理する。受理官庁が205 (c)又は205の2 (c)の定めるところ  
によつて処理する場合には、出願人は205 (e)又は205の2 (e)の定  
めるところによつて処理することができる。

(b)(2) 二千十九年十月九日において205の2 (a) (ii)の規定が指定官庁に  
よつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該指定官  
庁がその旨を二千二十年四月九日までに国際事務局に通告する  
ことを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しな  
い間、当該指定官庁については、第二十二条に規定する行為が  
当該指定官庁に対して行われた国際出願に関して、適用しない。  
国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

(c) 206 (b)の規定に基づき受理官庁の発見により要素又は部分を引  
用により当該国際出願に含めたが、当該引用により当該国際出  
願に含めることが、208 (b)又は(a)(2)の適用上、指定官庁での手続上  
適用されない場合には、当該指定官庁は、203 (b) (i)、205 (b)若しく  
は205の2 (b)の規定に基づき国際出願日を認めたものとして、又  
は205 (c)若しくは205の2 (c)の規定に基づき国際出願日を訂正した  
ものとして当該出願を取り扱うことができる。ただし、82の31  
(c)及び(d)を準用する。

## 第二六規則の四 41に規定する表示の補充又は追加

26の41 表示の補充又は追加

出願人は、優先日から十六箇月の期間内に国際事務局に提出する  
書面によつて、41に規定する表示を願書に補充し又は追加するこ  
とができる。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該  
書面は、国際公開の技術的準備が完了する前に到達した場合に於  
て、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなす。

26の42 遅れた表示の補充又は追加

国際事務局は、41に規定する表示の補充又は追加が26の41に定め  
る期間内に受理されない場合には、出願人にその旨を通知し、実施  
細則の定めるところによつて処理する。

## 第四〇規則の二 国際出願に含まれる又は記載されているものと

みなされた欠落部分又は正しい要素若しくは部

分における追加手数料

40の21 追加手数料の支払の求め

国際調査機関は、国際調査報告の作成を開始した後に次の(i)又は  
(ii)に規定する事項が当該機関に通知された場合には、追加手数料を  
支払うよう求めることができる。

(i) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それぞれ205 (c)又は

205の2 (c)の規定に基づき、国際出願に含まれること。

(ii) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それぞれ205 (d)又は

205の2 (d)の規定に基づき、第十一条(i)に規定する一又は二以  
上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願に記載され  
ているとみなされたこと。

当該求めは、出願人に対し、追加手数料をその求めの日から一箇月以内に支払うよう求め、及び支払うべき手数料の額を表示する。追加手数料の額は当該国際調査機関が定めるものとし、その額は調査手数料の額を超えてはならない。追加手数料は、当該機関に直接に支払う。国際調査機関は、当該追加手数料が所定の期間内に支払われていることを条件として、当該欠落部分又は正しい要素若しくは部分を含む国際出願に関する国際調査報告を作成する。

#### 48.2 内容

(b) (v) 受理官庁が48及び206の規定に基づき要素又は部分を引用により含めることに基づいて、203 (b) (ii)、205 (d) 又は205の2 (d) の規定に基づき国際出願日を認めた場合には、その旨の表示及び出願人が206 (a) (ii) のために優先権書類に関して171 (a)、(b) 若しくは172 に従うことによつたかどうかの表示、又は先の出願の写しを別個に提出することによつたかどうかの表示

(iii) 該当する場合には、誤つて提出された要素又は部分が205の2 (b) 又は(c) の規定に従つて国際出願から削除された旨の表示

#### 51の2.1

(a) (iii) 82の31に規定する場合において、205の2 (b) 又は(c) の規定に従つて国際出願から削除された誤つて提出された要素又は部分の翻訳

(e) (ii) 受理官庁が48及び206の規定に基づき要素又は部分を引用により含めることに基づいて、203 (b) (ii)、205 (d) 又は205の2 (d) の規定に基づき国際出願日が認められた場合において、82の31 (b)

の規定に基づき当該要素又は部分が優先権書類に完全に記載されているかどうかを決定するために、指定官庁が適用する国内法令が、明細書、請求の範囲又は図面の部分については、出願人に優先権書類の翻訳文のどの部分に当該部分が記載されているかに関する表示を提出することを要求できる場合

#### 55.2

##### 国際出願の翻訳文

(a) 国際出願の(a)に規定する言語への翻訳文は、出願人が203 (b)、205の2 (b)、205の2 (c) 又は206 (a) の規定に基づき提出する第11条(1) (ii) (d) 又は(e) に規定する要素、及び出願人が205 (b)、205 (c)、205の2 (b)、205の2 (c) 又は206 (a) の規定に基づき提出する206 (b) の規定に基づき国際出願に含まれていたとみなされる明細書、請求の範囲又は図面の部分を含むものとする。

#### 57.2

##### 額及び移転

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、国際予備審査機関は、96.2の規定に従つて取扱手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。

(d) (i) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものであるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各国際予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、96.2の規定に従つて所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができ  
るものでないときは、国際予備審査機関は、取扱手数料を所  
定の通貨からスイス・フランに交換する責任を負うものと  
し、**96.2の規定に従い**、手数料表に掲げる額の当該手数料をス  
イス・フランにより国際事務局に移転する。また、国際予備  
審査機関が希望する場合には、当該国際予備審査機関は、取  
扱手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、  
**96.2の規定に従い**、(i)に規定する総会が定めた指針により事務  
局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ド  
ルにより国際事務局に移転することができる。

#### 第七一規則 国際予備審査報告及び関連書類の送付

##### 71.1 受取人

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告及び、該当する場合  
には、附属書類を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送  
付する。

(b) **国際予備審査機関は、実施細則に従つて、国際予備審査の一  
件書類中その他の書類の写しを国際事務局に送付する。**

##### 82の 3.1

(b) 418及び206の規定に基づき要素又は部分を引用により含めるこ  
とに基づいて、受理官庁により203(b)(ii)、205(d)又は**205の2(d)**の規  
定に基づき国際出願日が認められた場合であるが、指定官庁又  
は選択官庁が、次のいずれかのことを認めるときは、当該指定  
官庁又は選択官庁は、(c)の規定に従うことを条件として、国際  
出願日が203(b)(i)、205(b)若しくは**205の2(b)**の規定に基づき認めら

れた又は**205(c)若しくは205の2(c)**の規定に基づき訂正されたもの  
として取り扱うことができる。ただし、171(c)の規定を準用する。  
(i) (iii) 略

(c) 指定官庁又は選択官庁は、国際出願日が203(b)(i)、205(b)若しく  
は**205の2(b)**の規定に基づき認められた又は**205(c)若しくは205の2**  
**(c)**の規定に基づき訂正されたものとして(b)の規定に基づき国際  
出願を取り扱うことについて、事情に応じて相応の期間内に意  
見を述べる機会又は(d)の規定に基づく請求の機会を出願人に与  
えることなく、そのように取り扱つてはならない。

(d) (c)の規定に従つて、指定官庁又は選択官庁が**205(c)又は205の2**  
**(c)**の規定に基づき国際出願日を訂正することを出願人に通知し  
た場合には、出願人は、(c)に規定する期間内に当該官庁に提出  
する通知において、当該官庁の国内処理の目的のために当該欠  
落部分、又は**当該正しい要素若しくは部分は無視されるよう請**  
**求することができ**、その場合には、**当該欠落部分又は当該正し**  
**い要素若しくは部分は提出されなかつたものとし**、当該官庁は  
国際出願の国際出願日が訂正されたものとして取り扱つてはな  
らない。

82の42 官庁における電子的な通信手段の不通

(a) いずれの国内官庁又は政府機関も、当該国内官庁又は政府機関が認める電子的な通信手段のいずれかの不通により、当該国内官庁又は政府機関に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかつた場合には、その期間が遵守されなかつたことによる遅滞を許容する旨を定めることができる。ただし、それぞれの行為が、当該電子的な通信手段が回復した後続の最初の就業日に行われたことを条件とする。関係国内官庁又は政府機関は、不通期間を含む当該不通に関する情報を公表するとともに、国際事務局にその旨を通知する。

(b) 指定官庁又は選択官庁は、(a)に定める情報が公表される時に、第二十二條又は第三十九條に規定する行為を既に行った出願人に対し、(a)に定める期間が遵守されなかつたことによる遅滞の許容を考慮する必要はない。

941(c) 国際事務局は、国際予備審査報告の作成の後、選択官庁により請求された場合に、当該選択官庁に代わつて、(b)の規定により、71(a)又は(b)に基づいて国際予備審査機関から国際事務局に送付された書類の写しを提供する。国際事務局は、速やかにこの請求の詳細を公報に掲載する。

96.2 第九六規則 手数料表並びに手数料の受領及び移転  
手数料の受領の通知及び手数料の移転

(a) この96.2の規定の適用上、「官庁」とは受理官庁（受理官庁として行動する国際事務局を含む）、国際調査機関、補充国際調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局

をいう。

(b) この規則又は実施細則に従つて他の官庁のための手数料を徴収する官庁（徴収官庁）は、実施細則に従つて速やかに当該他の官庁（受益官庁）に当該手数料の受領を通知する。受益官庁は、当該通知の受領により、徴収官庁が手数料を受領した日に当該手数料を受領したものととして処理する。

(c) 徴収官庁は、実施細則に従い、受益官庁のために徴収した手数料を当該受益官庁に移転する。

※茶色の文字の条文は、「PCT規則の一部修正（令和二年六月）による改正部分であつて、今版で抜け落ちた条文です。知的財産権法文集の該当条文を、この冊子に記載した条文に置き換えてお読み下さい。